

第3章

推進計画に基づく施策の着実な推進

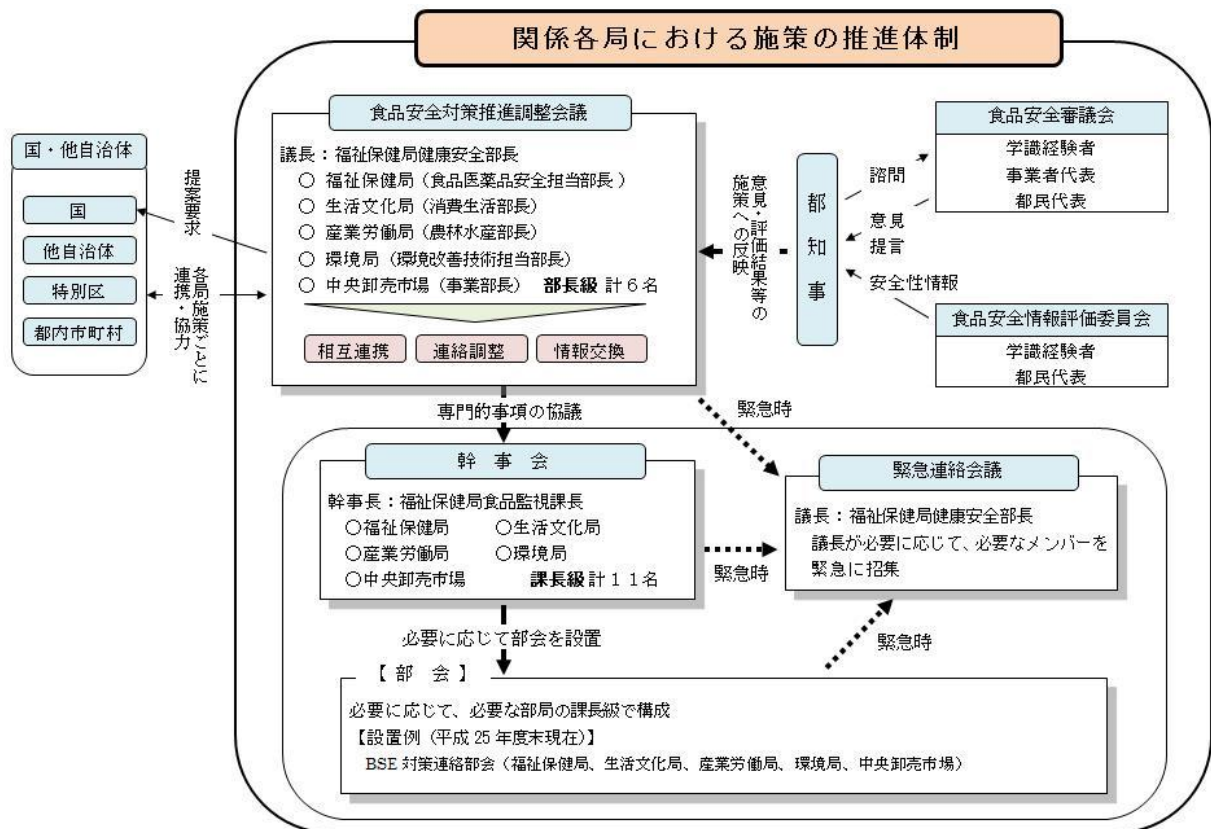
1 施策の推進体制

食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局による適切な連携が最も重要です。

このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、食の安全・安心の向上を図るための全庁的な取組を推進していきます。

また、都内に流通する食品の多くは海外や都外の自治体で生産・製造されていることから、国や他自治体と連携し、食品の安全確保を図っていきます。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めていくため、食品安全条例に定める知事の附属機関である、「食品安全審議会」からの意見や提言、「食品安全情報評価委員会」からの報告のほか、各局の審議会等の意見を踏まえ、施策を推進していきます。



2 推進計画の実施と見直し

都は、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護」を図るため、関係各局の連携のもと全庁的な推進体制の充実を図り、食品の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、推進計画を着実に実施していきます。

このために、食品安全対策推進調整会議を活用し、第2章に掲げた重点施策を中心にその進捗状況等を把握して、適切な点検と進行管理を行っていきます。これらの進捗状況は、年度ごとに食品安全審議会へ報告するとともに、推進計画の中間年度に広く都民に公表します。

食品の安全に関する課題は、推進計画改定時点では認識されていない新たなリスクの顕在化や科学技術の進歩、国内外の諸状況によって大きく変化することが考えられます。

このため、推進計画の見直しや改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき食品安全審議会に諮問するなど、社会情勢に柔軟に対応していきます。

